

4

スクール・セクハラ防止に向けて

(1) 人権教育や男女平等教育の推進

スクール・セクハラを防止するためには、教職員一人ひとりが自らの言動を見直し、児童・生徒を人格をもった一人の人間として尊重するとともに、男女を対等なパートナーとして見ることが必要です。

そのために、人権教育や男女平等教育、男女共同参画※を推進していくための校内研修を実施したり、教職員が互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係を醸成したりすることが大切です。

学校教育におけるあらゆる場面で、人権教育や男女平等教育を推進していくことが大切です。

※男女共同参画

「男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。」

神奈川県男女共同参画推進条例(平成14年施行)より

(2) 教職員一人ひとりが意識改革を

- ① セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害にあたる行為であることを認識し、常に人権感覚を磨くことが必要です。
- ② 男女平等、男女共同参画の視点に立って考え、行動することが大切です。
- ③ 一人ひとりが大切な存在です。児童・生徒や関係者を性的な関心や欲求の対象として見ることがあってはなりません。
- ④ 性に関する受け止め方には、個人差や男女差があることを認識し、この程度なら相手も許容するだろうという憶測をしないことが大切です。
- ⑤ 教職員は児童・生徒や関係者に対し、指導的な立場にあることを自覚し、その立場を不当に利用することや、児童・生徒や関係者から「不快である」との意思表示がないからといって、その言動が受け入れられていると思い込むようなことがあってはなりません。

⑥ 被害者からの意思表示、他の教職員からの指摘、保護者からの抗議等を受け入れ、その言動を繰り返さないことが必要です。

⑦ 児童・生徒や保護者の気持ちを敏感に察知するとともに、児童・生徒や保護者が教職員に対して意思表示ができる環境をつくることが大切です。

(3) 児童・生徒人権相談窓口は

平成15年度に、すべての県立学校に「児童・生徒人権相談窓口」及び「児童・生徒の人権侵害に係る校内対応システム」が設置及び整備されました。

各学校は、児童・生徒等が相談しやすい環境を整え、相談窓口を運営する組織を中心に、被害者のプライバシーの保護や心のケアに努めながら、セクシュアル・ハラスメント等を含めた人権に関わる問題の相談にあたるとともに、管理職や担任等教職員、関係する組織や不祥事防止会議などが互いに連携を図りながら、セクシュアル・ハラスメントの未然防止、問題解決に向けた組織的かつ迅速な対応、再発防止などに努める必要があります。

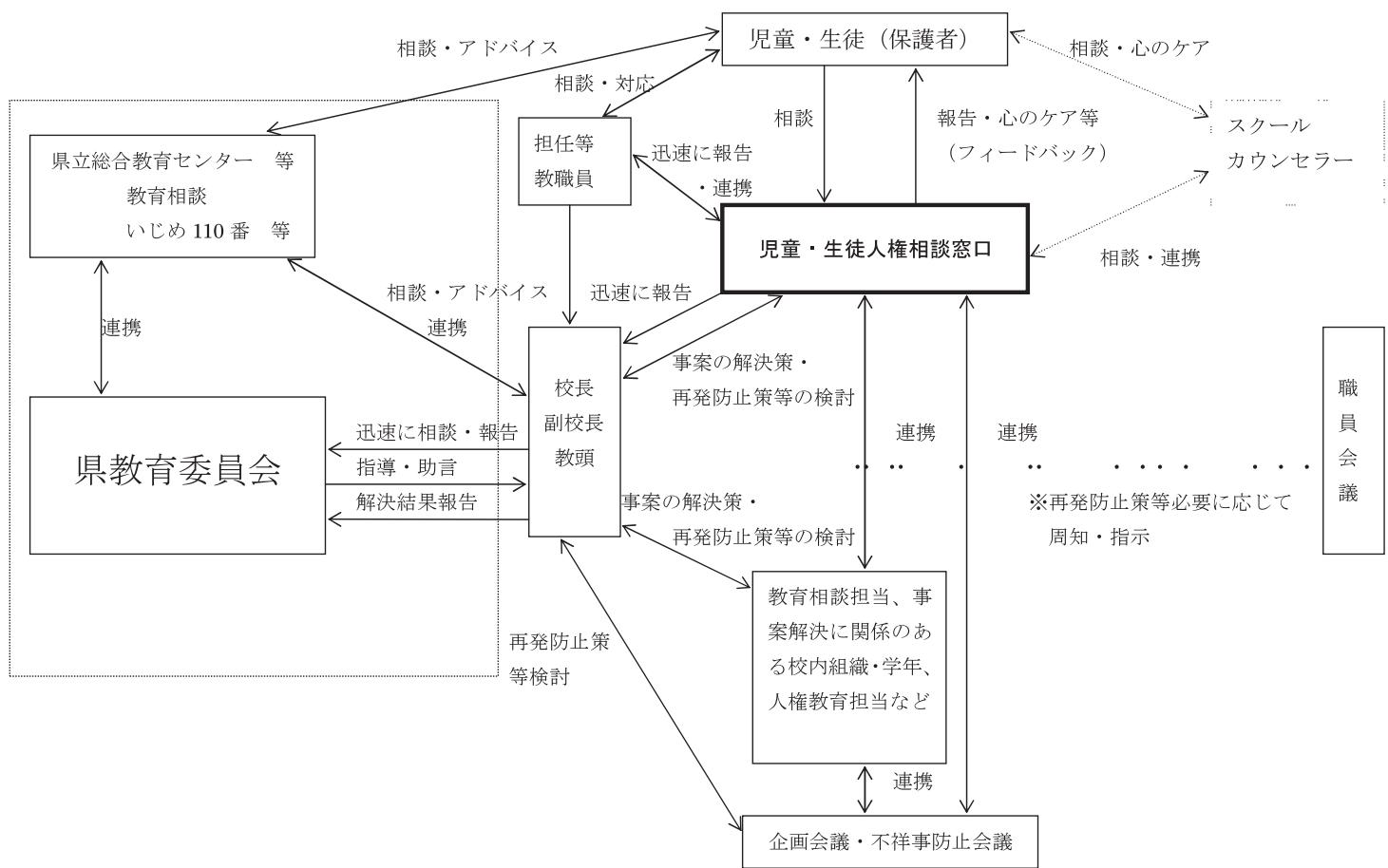
相談窓口の運営にあたっては、例えば、次の人からの相談・苦情を受け付けられるような体制と環境づくりが必要です。

- ① 被害を受けた児童・生徒や関係者
- ② 被害者から相談を受けた保護者、他の児童・生徒、加害者以外の教職員
- ③ 児童・生徒や関係者が被害を受けていると気づいた教職員
- ④ 指摘を受けたり、自ら悩んでいる加害教職員

なお、校長は、県立学校すべてに設置されている不祥事防止会議を中心に、教職員に対して、学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止についての周知・徹底を図るとともに、研修会を計画的に実施する等、セクシュアル・ハラスメントのない学校づくりに努めなければなりません。



＜県立学校児童・生徒の人権侵害に係る校内対応システムの例＞



(4) 教職員向け啓発資料について

県教育委員会では、平成18年度より「事故・不祥事ゼロ運動」（平成19年10月19日の「神奈川県職員等不祥事防止対策条例」の施行により「不祥事ゼロ運動」と改称）として不祥事防止対策を集中的に展開しており、各県立学校においても全員参加のもと、不祥事ゼロプログラムを策定することや、徹底した職場研修を実施しています。

その取組みの一環として、平成22年度は職員啓発資料「不祥事ゼロを目指して Vol.24 スクール・セクハラ行為の防止！」を作成し、全教職員に配付の上、各学校における職場の会議や研修等において、活用されるようお願いしています。

教育委員会不祥事防止職員啓発資料「不祥事ゼロを目指して Vol.24 スクール・セクハラ行為の防止！」

(平成22年9月作成)より抜粋

- ◆ 「うちの学校に限って、セクハラなんて起こりようがないよ！」
 - ◆ 「ごく一部の“問題のある”人たちが起こすことでしょ。そのせいで教職員全体が悪く見られるのはおかしくない？」
 - ◆ 「相手が不快に感じればセクハラになることは、みんな知ってると思う。教員と生徒のコミュニケーション不足が問題なのでは？」
 - ◆ 「授業や部活動で、全く体に触れずに指導しろというのはナンセンス！そこまで気にしていたら指導できないよ！」
 - ◆ 「だいたい過剰反応なんだよ。ささいなことまで気にしそう！」
- …本当にそうでしょうか？

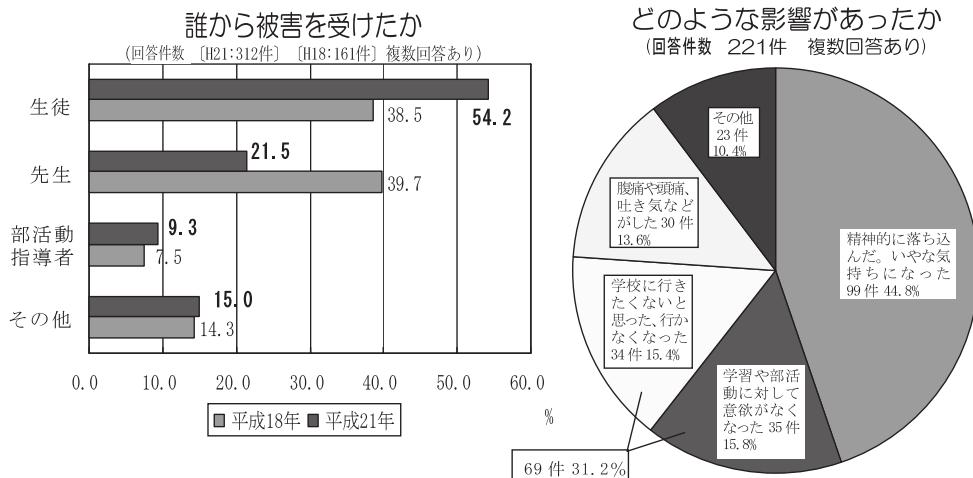
～アンケート調査結果から、生徒たちの声を聞いてください～

平成21年11月に、県立学校（高等学校及び特別支援学校高等部）全生徒を対象に、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を行いました。

その結果は、回答数2,383人中146人が312件の被害を受け、このうち67件(21.5%)が先生から被害を受けたと回答しています。

また、被害を受けた生徒のうち31.2%が「学習や部活動に対して意欲がなくなった」又は「学校へ行きたくないとと思った、行かなくなつた」と答えており、セクハラを受けたことが学校生活に悪影響を及ぼしていることがうかがえます。

なお、回答数は、前回調査時(平成18年度)の362人に比べると約6.6倍となっており、セクハラをセクハラと認知している生徒やセクハラに関心を持ち積極的に意見を表明する生徒が大幅に増加しています。



「セクハラ」って言われても…
そんなつもりじゃないし、これくらいいいんじゃないの？



いいえ！あなたの考え方や感じ方は関係ありません
相手がどう感じたかが問題です！



【勘違いしている人が、周りにいませんか？】

- ・親しみを込めスキンシップをとる ⇒ いやな気持ちになった
(体に触らなくても励ましや親しみは表現できます)
- ・性的な冗談を言う ⇒ 聞いていて不快 気分が悪い (そのような冗談そのものが非常識です)

加害者にならないために・セクハラ防止セルフチェック

- | | はい | いいえ |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ○ 生徒や職員に対して、「男として…」「女らしく…」など性別によつて決めつけた発言をしたり、「女の子」「男の子」「おばさん」「おじさん」など個人の人格を軽視した呼び方をしたりしたことがある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 特定の生徒を執拗に見つめてしまったことがある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 部活動で指導している生徒にマッサージをさせたことがある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 生徒や職員の肩や髪、背中などにさわったり、必要以上に顔を近づけて話をしたりしたことがある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 生徒や職員との会話の中で、その容ぼう、体型などを話題にしたり、性的なからかいや冗談を言つたりしたことがある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 生徒や職員などに、校務では必要のない電子メールや手紙を送ったり、電話をかけたりしたことがある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 職員や卒業生に「まだ結婚しないの？」「彼(彼女)はいないの？」などと聞いたことがある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 職員や保護者等との酒席で、異性の参加者にお酌や歌のデュエットをお願いしたり、他者にしてもらうよう勧めたりしたことがある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |



生徒のセクハラへの関心は年々高まっています。
自らの行動を振り返り、教員の言動は常に生徒に見られていることを自覚して、教職員が加害者となるスクール・セクハラを根絶しましょう !!

もし、あなたが校内で悪い噂を耳にしたら、絶対にそのままにしないでください。
大人の身勝手で傷つく児童・生徒を一人でも減らしたい。そのためには、あなたの行動が必要です。「生徒に何かやってない？」「悪い噂、聞いたよ」何でもいいです。本人に声をかけてください。事案の内容によっては、即座に管理職に報告するか、スクール・セクハラ相談窓口に連絡してください。それが生徒のためです。

月～金(祝日を除く)8:30～12:00、13:00～17:15

スクール・セクハラ相談窓口(行政課人権教育グループ) 直通電話 (045)210-8041

※上記の窓口は県立学校児童・生徒・保護者・教職員対象のものです。

市町村立学校教職員の方は各市町村教育委員会にお問い合わせください。

【参考】スクール・セクハラに係るアンケート調査結果について

平成22年4月20日公表(神奈川県教育委員会)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/40/4019/jinken/press/1004press.html>

(5) 児童・生徒向けセクハラ防止啓発資料について

県教育委員会では、児童・生徒向けセクハラ防止啓発チラシを作成し、平成16年度より、県立学校の全生徒に配付しています。

これは、児童・生徒の人権を守る視点から、児童・生徒自身の学校におけるセクシュアル・ハラスメントに対する認識を高め、適切に対処する力を身につけるよう啓発を図るとともに、セクシュアル・ハラスメントについて、児童・生徒等が安心して相談できる窓口の周知を図ることを目的としています。

また、平成16年度に、セクハラ防止啓発ポスターを作成し、その中に校外の相談窓口の連絡先等を記載しました。

さらに平成19・20年度には、平成18年度に実施したアンケート調査の結果とあわせ、教育委員会に開設したスクール・セクハラ相談窓口についても周知を図るためチラシ、ポスターを各県立学校に配付しました。

また、平成22年度には平成21年度に実施したアンケート調査の結果とあわせ、相談窓口の周知を図るチラシ、ポスターを各県立学校に配付しています。

＜児童・生徒向けセクハラ防止啓発ポスター＞（平成22年度作成）



<児童・生徒向けセクハラ防止啓発チラシ> (平成 22 年度作成)

STOP! ザ・セクハラ

大切なのは相手の気持ち

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)とは、不快な性的言動のことをいいます。不快を感じるかどうかは、人によって異なります。だから、あなたが親しみのつもりでおこなったことも、相手が不快を感じれば、それはセクハラになります。男性から女性に対してだけでなく、女性から男性に対して、また、同性に対しても、不快な性的言動を行った場合は、セクハラになります。

平成21年度に、県立学校(高等学校及び特別支援学校高等部)全ての生徒を対象に実施したセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査には、2,383通の回答が寄せされました。

アンケート回答結果 (詳しい結果は神奈川県教育委員会のホームページの中にある「STOP!ザ・スクール・セクハラ」に載っています。)

【学校生活の中でセクハラの被害を受けたり聞きしたことがありますか】(回答総数2383の中から)

- 自己自身が被害を受けたことがある(146件)
- 他の生徒が被害を受けたを見聞きしたことがある(94件)

【どのような被害を受けましたか】(回答総数312の中から上位6項目)

- 必要もないのに体に触られた(71件)
- 性的なからかいや冗談等をされた(63件)
- 「女(男)には任せられない」「男(女)のくせにだらしがない」等と性別により決め付けられた(41件)
- 携帯電話等で性的な電子メールや画像を送られた(39件)
- 性的な関係を求められた(39件)
- 靴などのヌードや水着の画像を見せられた(23件)

【それは誰から受けたものですか】(回答総数312の中から上位3項目)

- 生徒から(169件)
- 先生から(67件)
- 部活動の指導者から(29件)

【被害を受けてどうしましたか】(回答総数176の中から上位3項目)

- 友だち、家族、先生、学校の相談窓口などに相談した(69件)
- 我慢して、何もしなかった(58件)
- 態度や言葉などで不快を感じたことを相手に伝えた(36件)

我慢して、何もしなかった
理由として
「どうすればよいかわから
なかった」というものが回答総数の
3分の1を占めました。

(表)

あなたがセクハラをしていたことに気付いたら…

気付いてくれてありがとうございます
これからは相手の気持ちを考えた行動をしていくください

あなたや他の人がセクハラの被害を受けていたら…

●ひとりで悩まず相談を

いやな思い、つらい思いをしているあなたがわるいのではありません
我慢しないで、相手にやめてほしいと伝えましょう
自分で伝えるのがむずかしいときは身近な信頼できる人に相談しましょう

●見ても聞いても相談を

学校でだれかがセクハラの被害を受けているのを見たり聞いたりしたときも、身近な信頼できる人に相談しましょう

身近な人に相談しにくいときは…

●学校内に「人権相談窓口」があります。ぜひ相談してください。
●学校以外の相談窓口もあります。※相談窓口は原則として、年末年始は休みです。

| | |
|---|--|
| 神奈川県教育委員会 | 横浜地方法務局 |
| スクール・セクハラ専用相談窓口 045-210-8041 (直通) | 子どもの人権 110番 0120-007-110 |
| 月～金 (祝日を除く) 8:30～12:00 13:00～17:15 ※窓口対応については、同性の立場での相談を求める能够性があるので、申し出てください。 | 月～金 (祝日を除く) 8:30～17:15 |
| 神奈川県立総合教育センター 総合教育相談 0466-81-0185 月～金 8:30～21:00 土・日・祝日 8:30～17:15 | 横浜弁護士会 総合法律相談センター 子どもの人権相談 045-211-7700 電話相談及び面接相談は火曜13:15～16:15のみ 面接相談の予約は月～金9:30～17:00 |
| 神奈川県立かながわ女性センター セクシュアル・ハラスメント相談 0466-28-2367 休館日 (月・祝日) を除く毎日 9:00～12:00, 13:00～17:00 (木曜は12:00まで) 金・土・日が祝日にあたる場合は開館し、次の火曜が休館 | スクール・セクシュアル・ハラスメント防止課東ネットワーク スクール・セクシュアル・ハラスメント電話相談 03-5328-3260 月～金 8:30～17:15 (土・日・祝日は留守番電話で対応) 土曜14:00～19:00 |
| 秘密は守られます。名前を言わなくても相談は受けられます。 | |

(裏)

1 不祥事防止会議とは

- 県立学校には、教職員による不祥事を未然に防止するための実効性のある対策や対応を図ることを目的として、不祥事防止会議が設置されています。
- 各県立学校では、不祥事防止会議が中心となって、次のような取組みが行われています。
 - ・ 不祥事防止ビデオを利用したり、外部講師を招いた研修会の開催
 - ・ 不祥事防止のための日常点検マニュアルの整備
 - ・ 「セクシュアル・ハラスメント」「体罰」「公金管理」といったテーマごとの取組みを検討する部会の設置
 - ・ 教職員に対するアンケートの実施
- 不祥事防止会議を中心に、すべての教職員が不祥事防止に対する取組みに参加し、不祥事防止に対する意識の高揚を図るとともに、不祥事を自分自身の問題として自覚し、不祥事等の事故防止の徹底を図らなければなりません。

2 不祥事防止会議とセクシュアル・ハラスメント

- 未然防止のために、不祥事防止会議を中心に、セクシュアル・ハラスメントについての研修会等を実施し、常に教職員の意識啓発を行うことが大切です。
- もし、セクシュアル・ハラスメントが起こってしまったら、学校内に整備された連絡報告体制に基づき、校長をはじめとして、すべての教職員が連携を図って、解決にあたらなければなりません。
- また、不祥事防止会議を中心に、二度とセクシュアル・ハラスメントが起らならないよう、発生の原因を検討し、校内体制の再整備や、教職員の意識改革を図らなければなりません。